

第27回 全国中途失聴者・難聴者福祉大会 in美の国あきた

稲穂揺らす大地から未来を越えて咲き誇ろう！
～笑顔はじける聴こえの共生社会を目指して～

要約筆記
手話通訳あり

大会要項・申込要項



©2015 秋田県んだッチ R050027

《開催期間》 2023年11月25日(土)・26日(日)・27日(月)

《会場》

11月25日(土)

- 分科会 秋田市にぎわい交流館 AU (あう) 多目的ホール、研修室1・2
秋田県秋田市中通1丁目4-1
電話 018-853-1133 FAX 018-884-4788

秋田県立体育館 大体育場
秋田県秋田市八橋運動公園1-12
電話 018-862-3782 FAX 018-862-5801

- 懇親会 秋田キャッスルホテル 放光の間
秋田市中通1丁目3-5
電話 018-834-1141 FAX 018-834-5588

11月26日(日)

- 記念式典・全体講演など 秋田市にぎわい交流館 AU (あう) 多目的ホール

11月27日(月)

- 一泊二日観光 (26日夕方～田沢湖・角館)、日帰り観光 (男鹿・秋田)



ごあいさつ



拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、聴覚障害者の福祉向上に関する活動を続けておられますことに敬意を申し上げます。この度、2023年11月25日(土)・26日(日)・27日(月)の3日間、秋田県秋田市におきまして「第27回全国中途失聴者・難聴者福祉大会 in美の国あきた」が開催されますことを誠に喜ばしく思っております。

参加されます皆様のご参加・ご宿泊等のお申し込み受付を近畿日本ツーリスト(株)秋田支店に、一泊二日観光コースのお申し込み受付を旅企画思い出工房にて、お取り扱いさせていただくことになりました。

皆様方にとりまして、当大会が有意義なものとなりますよう、実行委員一同、お待ちしております。

第27回全国中途失聴者・難聴者福祉大会実行委員会

実行委員長 永井慎吾

敬具

大会スケジュール



©2015 秋田県んだっチ R050027

大会期間 2023年11月25日(土)・11月26日(日)・11月27日(月)

開催場所 秋田県秋田市(JR秋田駅周辺)

会場 秋田市にぎわい交流館AU(あう)・秋田県立体育館

【1日目】 11月25日(土)

時間	内容	会場
11:30~13:00	受付(各分科会会場にて)・資料配布	秋田市 にぎわい交流館AU 【分科会会場】 第1分科会 3階 多目的ホール 第2分科会 4階 研修室1・2 第3分科会 秋田県立体育館 大体育場
13:00~16:30	第1分科会(国際部/補聴医療対策部) わくわくレッスン 「障害者権利条約を活用した 難聴者のパワーアップ!」 第2分科会(手話対策部) 中途失聴・難聴者の世界を手話で広げよう! 「~中途失聴・難聴者が手話を楽しく 学ぶ場をつくるために~」 第3分科会(青年部) 秋田!秋だ!スポーツを通じて繋がろう。 ~ソフトバレーかボッチャを選んで交流を~	
17:30~18:30	受付(4階 宴会場ロビー)	
18:30~20:30	懇親会[アトラクション] なまはげ太鼓・GABEZ パフォーマンスショー	秋田 キャッスルホテル 4階 放光の間

【2日目】 11月26日(日)

9:00~9:45	受付	秋田市 にぎわい交流館AU 3階 多目的ホール
9:45~10:45	記念式典 挨拶、祝辞、表彰状・感謝状授与、大会決議等	
11:00~12:30	全体会(講演) 「難聴でお困りの方に対する 人工聴覚臓器を含めた対応と実際」 講師:山田 武千代氏(秋田大学医学部教授)	
12:30~13:30	昼食	
13:30~14:30	トークイベント 「海麗ちゃんと語り合おう! ~バレエに挑戦した9年間から~」 ゲスト 菊池 海麗ちゃん	
14:40~15:00	引継ぎ式・閉会セレモニー	

【3日目】 11月27日(月)

8:30~16:30	一泊二日観光コース 田沢湖・角館(26日夕方から) 日帰り観光コース 男鹿・秋田	貸切バス
------------	---	------



©2015 秋田県んだッチ R050027

1 日 目

● 11月25日(土) 13:00~16:30

秋田市にぎわい交流館 AU (あう)・秋田県立体育館

第1分科会 多目的ホール(定員165名) 国際部/補聴医療対策部

わ●く●わ●くレッスン

障害者権利条約を活用した難聴者のパワーアップ!

レクチャラー 佐野竜平(法政大学現代福祉学部/大学院人間社会研究科 教授)
パネリスト 南由美子(全難聴国際部 副部長)
小谷野依久(全難聴国際部)
司会・座長 瀬谷和彦(全難聴補聴医療対策部 部長)
宮本忠司(全難聴国際部 部長)
特別出演 国際難聴者連盟 Avi Blau会長(予定)
ネパール難聴者・失聴者協会 Neeta Keshary 理事長(予定)



第一分科会は、「障害のある人の権利」についてエキスパートである法政大学現代福祉学部の佐野竜平先生をお招きし、「障害者権利条約」を活用して中途失聴者・難聴者(以下難聴者)が生活のあらゆる分野でパワーアップする方法をレクチャーします。

2016年、国際難聴者連盟はそのパワーアップのためのツールキットを作成しました。そのツールキットは、難聴者に焦点をあてて「権利条約」について障壁事例を用いて分かりやすく説明していることが特徴です。

今回、このツールキットの翻訳版を初公開!!これをベースに、ネパールでのJICA難聴プロジェクトなど各地の取り組みを振り返りつつ、生活のさまざまな場面におけるあたりまえにある権利への理解を深めていきます。

さあ、みなさん!この分科会でどんどん声を出してください!

難聴者の権利を効果的に活かすには、私たちが困っていることの声が必要です。第一分科会はみなさん一人一人が主役です!会場のみなさんの声、生活のなかで私たちが困っていることの事例や要求を集めてみませんか?わ・く・わ・く感を持って、みなさんの知恵と笑顔で未来を咲かせていきましょう!

中途失聴・難聴者の世界を手話で広げよう！
 ～中途失聴・難聴者が手話を楽しく学ぶ場をつくるために～

講演 テーマ「手話との出会い、笑いと感動のストーリー」

所 智子 (NHK「ワンポイント手話」出演)

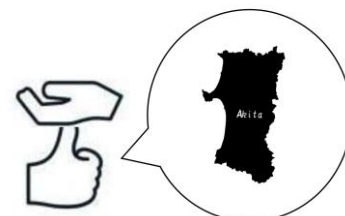
司会 佐々木亜規子 (全難聴手話対策部)

グループ討論 (仮) 進行役: 手話対策部員

① 講師の養成について

② テキストの作成について

③ 難聴者の手話教室を公的に保障させるには



中途失聴・難聴者が手話を習得すれば、豊かなコミュニケーションの世界が広がります。現在の手話教室やサークルは健聴者を中心としたものであり、中途失聴・難聴者が学ぶためのサポートが無いことが多いようです。

中途失聴・難聴者が使いやすい手話を、安心して学ぶことが出来、仲間と心から笑いあえる場所があってほしい。こうした中途失聴・難聴者が切実に望む手話教室を全国の行政に要望し、公的に保障させる方法など、この分科会で一緒に考えましょう。

昨年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では「情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること」と明記されています。

このことは、私たち中途失聴・難聴者が日本語対応手話を習得し、使っていくことを公的に認めたものとなっています。

● 所 智子さんプロフィール ●

NHK 中途失聴・難聴者のための「ワンポイント手話」出演。厚生労働省委託事業作品

「聞こえないってどんなこと?～小学生向け聴覚障害者理解啓発ビデオ～」出演

NHK カルチャーさいたまスーパーアリーナ教室 手話講座入門～上級クラス講師

3歳からの難聴。インテグレーション (統合) 教育で育つ。自分だけが聞こえない・自分だけが補聴器をしていることに強いコンプレックスを抱き、家でも外でも、聞こえるふりをして人生の大半をしのぐ。

難聴に対する深いコンプレックス、開示できない苦しさ、絶望感を経て、初めての仲間との出会い、手話との出会いから、中途失聴・難聴者のアイデンティティについてなど盛りだくさんの内容でお話いただきます。

第3分科会 秋田県立体育館 大体育場（定員60名）

青年部

秋田！秋だ！スポーツを通じて繋がろう。
～ソフトバレーかボッチャを選んで交流を～



©2015 秋田県んだッチ R050027

講師 山口 徹（福岡県難協/ソフトバレーJUMP JUMP代表）
秋田県ボッチャ協会会員の皆様
進行 吉野弘規（全難聴青年部 部長）佐々木彩香（全難聴青年部）

団体スポーツって、チーム内で互いに協力しあったり励ましあったりして、いつのまにか楽しくなったりしますよね。そんな団体スポーツの良さを入り入れて青年部は福祉大会に新しい風を吹かせたい！というわけで、今回はソフトバレーとボッチャを行います。

ソフトバレーは、柔らかく大きなボールを4人チームで繋げて楽しむ球技です。一方ボッチャは、もともとは重度脳性麻痺者、同程度の四肢重度障がい者のために考案され、パラリンピックの正式種目にもなっていますが、性別、年齢、体力関係なく、どなたでも楽しめるレクリエーションスポーツです。どちらもルールをやさしく学びながら、楽しく参加していただけるよう準備中です。スポーツした後は、懇親会にも参加していただければ、スポーツの秋！食欲の秋！で、この秋を十二分に満喫できますよー。

発表者などは、都合により変更になることがございます。第2・第3分科会（ソフトバレー36名、ボッチャ24名）は先着順です。ご希望に添えない場合もございます。ご了承ください。

<略語>・全難聴（全日本難聴者・中途失聴者団体連合会）・難協（中途失聴・難聴者協会）

●懇親会 18:30～20:30 秋田キャッスルホテル
（4階 放光の間）

開会オープニング「男鹿のなまはげ太鼓」^{おんが} 恩荷(男鹿市)

- ・男鹿半島の風土や自然をモチーフしたオリジナル曲で、ナマハゲの迫力と和太鼓の勇壮さから、恩荷（おんが）独自の世界観をお魅せします！

アトラクション「GABEZパフォーマンスショー」

- ・単純 × 明快！なフィジカルコメディ。小さな子供からお年寄りまで、また国籍も問わず誰にでも分かりやすく楽しめます！



©2015 秋田県んだッチ R050027

みんなで踊ろう「秋田民謡ドンパン節」

- ・ドンドンパンパン♪の唄い出しではじまる秋田民謡「ドンパン節」。踊り方も簡単です。みんなで楽しく踊りましょう！



©2015 秋田県んだっチ R050027

2日目

● 11月26日(日)

秋田市にぎわい交流館 AU (あう) 3階 多目的ホール

9:00～ 9:45 受付(3階 エレベーター前)

9:45～10:45 記念式典

11:00～12:30 全体会(講演)

難聴でお困りの方に対する人工聴覚臓器を含めた対応と実際

講師 山田 武千代氏(秋田大学医学部 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 教授)

新型コロナウイルス感染症が流行している中であっても、医学は日々進歩しています。

昔「もう治らない」と言われた人でも、医学・医療技術の進歩によって、聞こえるようになることがあるかもしれません。

今回は、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会秋田県地方部会 会長および秋田県補聴器支援事業運営協議会 委員長も務めておられる山田武千代先生から、最新の難聴医療だけでなく、秋田県の特徴ある取り組みについても、お話をさせていただきます。

この機会に情報をアップデートして、学びを深めましょう。

12:30～13:30 昼食 多目的ホール

そのまま昼食会場としてご利用できます。

弁当ご注文の方は3階エレベーター前の受付で引換券を渡してください。

13:30～14:30 トークイベント

^{みらい}海麗ちゃんと語り合おう!～バレエに挑戦した9年間から～

ゲスト 菊池 海麗ちゃん(盛岡第三高校1年生)

進行役 永井 慎吾(秋田県難聴者・中途失聴者協会)

菊池海麗(みらい)ちゃん(15歳)は、盛岡市内にある高校に通っている天真爛漫な女子高生です。生後4ヶ月で難聴と診断され、3歳7ヶ月で人工内耳手術を受けました。

小学生から盛岡市のバレエスクールでバレエを習い始め、各コンクールで受賞するなど輝かしい実績もあります。今回は「海麗ちゃんと語り合おう!～バレエに挑戦した9年間から～」と題して、NHKで放送された映像も含めたトークイベントを行います。

14:40～15:00 引継ぎ式・閉会セレモニー

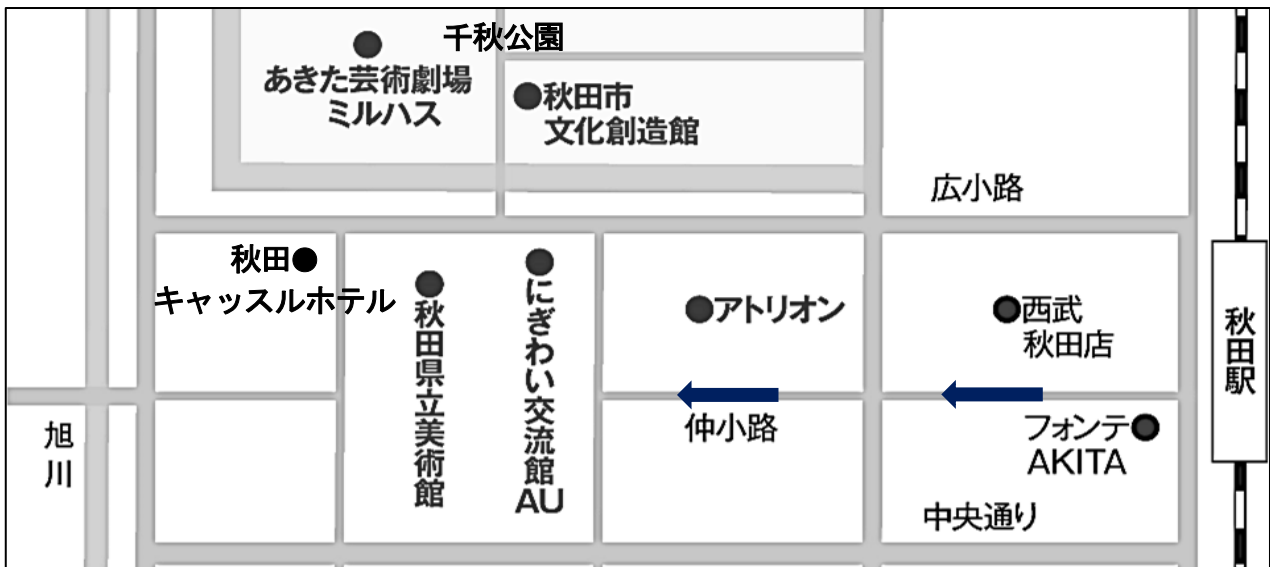
秋田市にぎわい交流館 AU までのアクセス



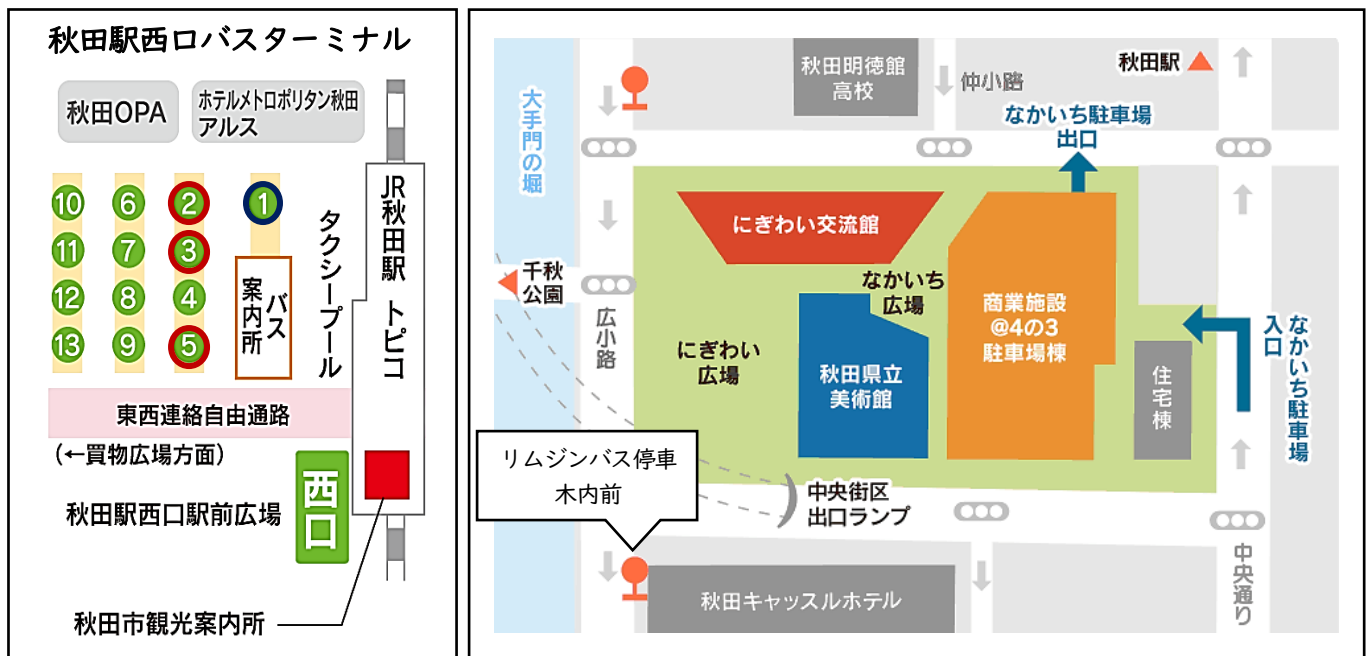
©2015 秋田県人だッチ R050027

【公共交通機関でお越しの場合】

- ・新幹線（JR）利用 秋田駅西口から仲小路を直進 徒歩10分



- ・航空機利用 秋田空港からリムジンバスで約40分。木内（きのうち）前に降車 徒歩3分。
もしくは、秋田駅西口1番線に降車 仲小路を直進 徒歩10分。



秋田中央交通公式サイト 秋田空港リムジンバス時刻表で、最新の時刻表をご確認ください。

<https://www.akita-chuoukotsu.co.jp/rimzin.html>

- ・乗降場「木内前」は、秋田キャスルホテル横にあるローソンの前です。
- ・秋田駅の乗降場は「西口1番線」になりますが、秋田空港行きの場合は途中下車が出来ません。
- ・秋田空港リムジンバスは、座席の予約なしでご乗車いただけます。
- ・料金は両方とも片道950円です。（障がい者割引 480円）
- ・時刻は、交通事情、航空機の到着状況によって、遅れる場合があります。

【お車でお越しの場合】

- ・隣接する「なかいち駐車場」(有料：100円/1時間)をご利用ください。(※前ページ図参照)
にぎわい交流館とは、渡り廊下(2階)で繋がっています。
- ・広小路と中央通りは、一方通行になっておりますので、お気を付けて運転してください。

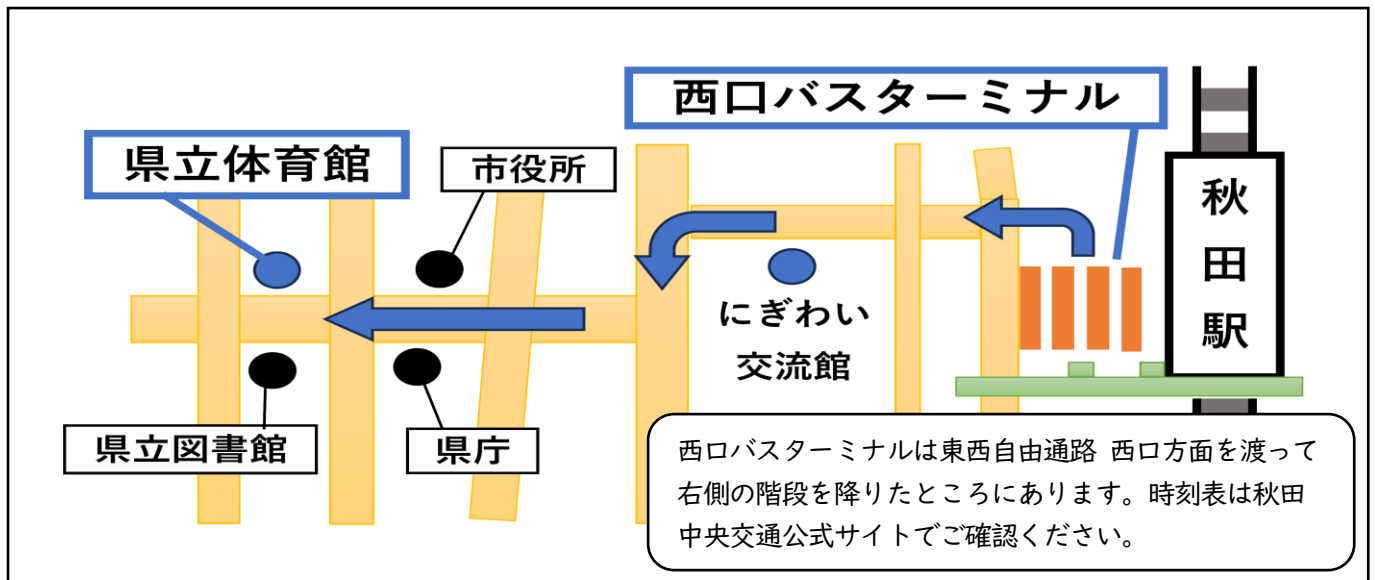


©2015 秋田県だっチャ R050027

秋田県立体育館までのアクセス

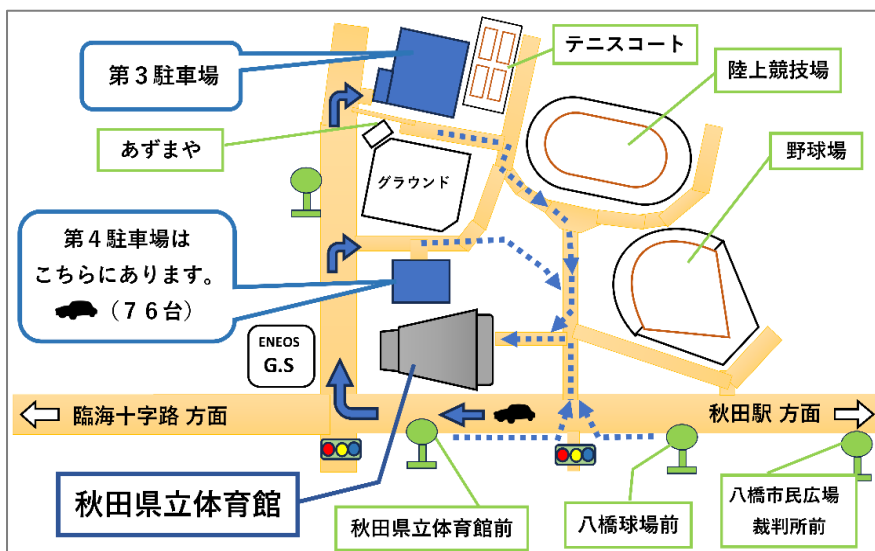
【公共交通機関でお越しの場合】

- ・新幹線(JR)利用 秋田駅西ロバスターミナル(※前ページ図参照)
2番線(県庁中央交通線)、3番線(県立プール線)、5番線(サンパーク・県庁経由将軍野線)から乗車、
県立体育館前に降車 徒歩1分。どの路線も260円になります。(障がい者割引 130円)



- ・航空機利用 秋田空港からリムジンバスで約40分、秋田駅西口(1番線)に降車。
2番線(県庁中央交通線)、3番線(県立プール線)、5番線(サンパーク・県庁経由将軍野線)から乗車、
県立体育館前に降車 徒歩1分。どの路線も260円になります。(障がい者割引 130円)
もしくは、リムジンバスで終点の県庁市役所前で降車 徒歩10分。

【お車でお越しの場合】

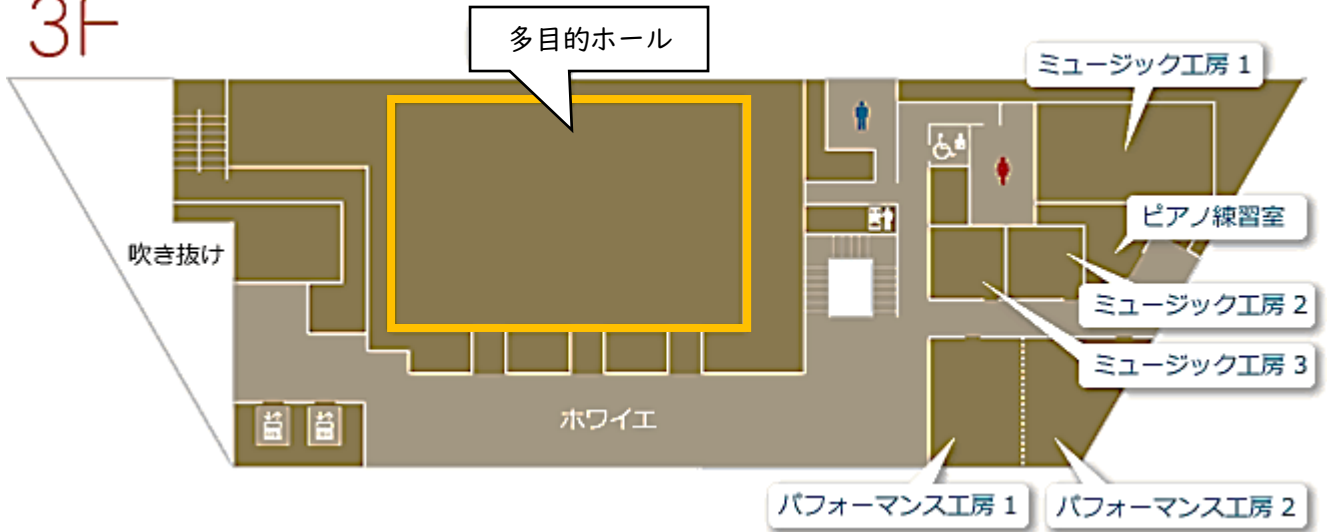


～八橋運動公園内駐車場の ご利用について～

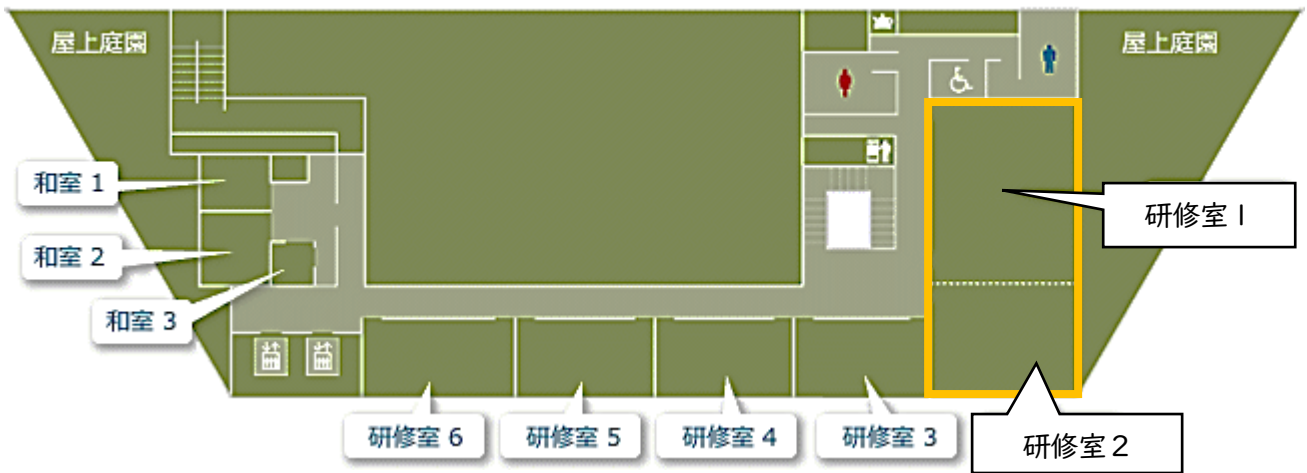
- ・第4駐車場をご利用してください。
- ・満車の場合は、第3駐車場をご利用してください。
- ・八橋運動公園正面ゲート前は、駐車できません。緊急車両の出入りの妨げとなりますのでご注意ください。

第1分科会/第2分科会 会場 秋田市にぎわい交流館 AU (あう)

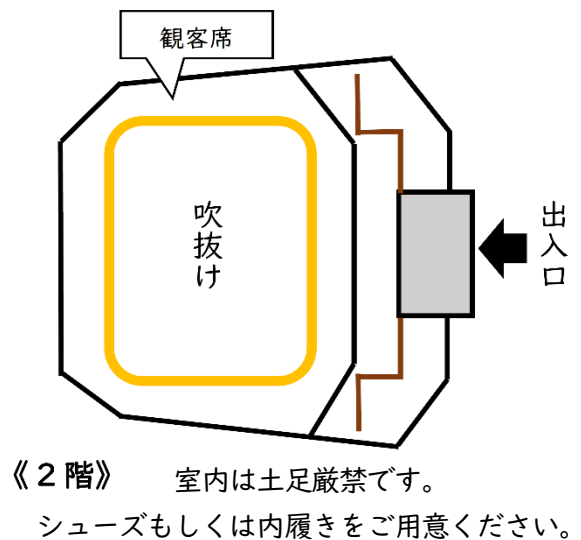
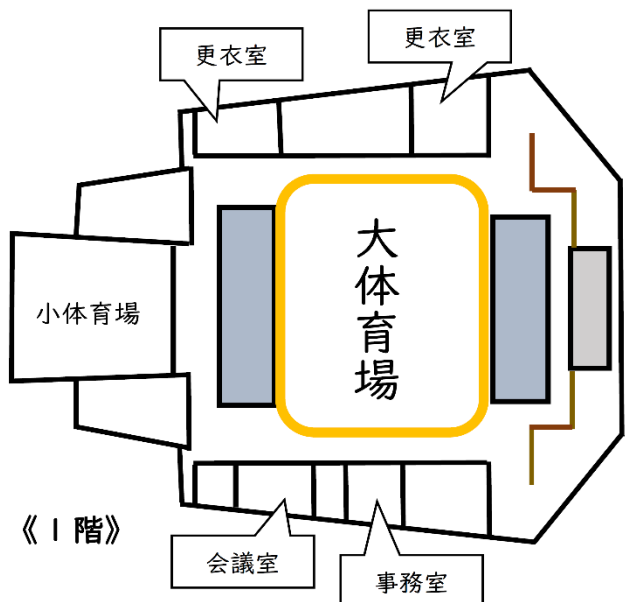
3F



4F



第3分科会 会場 秋田県立体育館 (大体育場)



第 27 回全国中途失聴者・難聴者福祉大会 in 美の国あきた

参加料・懇親会・各分科会・宿泊・観光オプション 申込みのご案内

この度は、「2023 年度 第 27 回全国中途失聴者・難聴者福祉大会」の開催にあたり、各地から大会にご参加の皆様方に、宿泊及び観光オプションの手配を近畿日本ツーリスト(株)秋田支店が担当させていただくことになりました。受け入れ態勢には万全を期し、皆様にご満足いただけるようお手伝いさせていただきます。つきましては、下記のお申込み要項をご覧ください、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。

近畿日本ツーリスト株式会社
秋 田 支 店

1. 参加料・懇親会・分科会・宿泊・弁当・観光オプションのご案内

1. 参加料のご案内 (参加料の取り扱いは旅行契約には該当しません)

ご本人 5,000円/同伴者(介助者または小学生以上のお子様) 5,000円

※参加費は大会事務局の意向により返金いたしません。事前に取り消をされた場合や当日欠席の場合は、大会終了後に資料等を大会事務局より送付いたします。

2. 懇親会のご案内 (懇親会の取り扱いは旅行契約には該当しません)

日時：2023年11月25日(土) 18時30分～20時30分

会場：秋田キャッスルホテル 4階 放光の間

住所：〒010-0001 秋田県秋田市中通1丁目3番5号

会費：ご本人 8,000円/同伴者(介助者または小学生以上のお子様) 8,000円

3. 各分科会のご案内 (分科会の取り扱いは旅行契約には該当しません)

《第1分科会》補聴医療対策部/国際部

日時：2023年11月25日(土) 13時00分～16時30分

会場：秋田市にぎわい交流館 AU 多目的ホール

住所：〒010-0001 秋田県秋田市中通1丁目4-1

《第2分科会》手話対策部

日時：2023年11月25日(土) 13時00分～16時30分

会場：秋田市にぎわい交流館 AU 研修室1・2

住所：〒010-0001 秋田県秋田市中通1丁目4-1

《第3分科会》青年部 ソフトバレー・ボッチャ

日時：2023年11月25日(土) 13時00分～16時30分

会場：秋田県立体育館 大体育場

住所：〒010-0974 秋田県秋田市八橋運動公園 1-12

4. 宿泊のご案内 近畿日本ツーリスト(株)秋田支店が旅行企画・実施する「募集型企画旅行」です。

- 宿泊対象者 第27回全国中途失聴者・難聴者福祉大会ご参加者様
- 宿泊設定日 2023年11月24日(金)・25日(土)・26日(日)
- 宿泊地 全て秋田市内のホテルです。

○日程表

スケジュール	日程	
	1日目	宿泊ホテル（泊）※各自チェックインしてください。
	2日目	宿泊ホテル（発）※各自チェックアウトしてください。

上記は1泊あたりの日程表になります。ご希望に応じて3泊までお受けいたします。

【食事回数】1泊朝食付・・・朝1回 1泊食事なし・・・食事なし

※1泊につき上記回数の食事が付きます。

○旅行代金（宿泊プラン） お1人様1泊あたりの旅行代金です。

お部屋は、シングル、ツインで用意します。

定員利用での旅行代金となります。

ホテル番号	ホテル名	部屋タイプ (バス・トイレ付)	食事条件	旅行代金（1泊一人あたり）		
				11/24（金）	11/25（土）	11/26（日）
A	秋田キャッスルホテル	シングル	朝食付	設定なし	13,200円	13,200円
		ツイン	朝食付	設定なし	11,000円	11,000円
B	コンフォートホテル秋田 ※ホテルより無料朝食が 提供されます	シングル	食事なし	9,900円	15,100円	8,800円

※おとな・子供（小学生）同額、幼児（未就学児）は添い寝無料です。

※2泊以上をご希望の場合には、泊数に応じた旅行代金が必要となります。

※最少催行人員：1名

※添乗員は同行いたしません。

※旅行代金に含まれるもの：①宿泊代金

②食事代金（食事付プランの場合）・消費税等諸税・サービス料

※旅行代金に含まれないもの：上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加にあたって通常必要となる費用を例示します。

●個人的性格の費用：①飲料代・クリーニング代・電話代など、②傷害、疾病に関する医療費、③任意の旅行傷害保険代

※申込書単位でお部屋を用意いたしますので、他の申込者との相部屋はございません。

※部屋タイプのご指定はできません。予めご了承ください。

※ホテルの割当は、申込み順を基本とさせていただきます。

※乗用車及びバスの駐車は、駐車料金がかかります。直接ホテルにお尋ねいただき、お支払いください。

5. 昼食弁当申込のご案内（弁当の取り扱いは旅行契約には該当しません）

■11月26日（日）のお弁当をご希望により手配いたします。

■料金：鶏めし弁当（株式会社花膳） 1個 950円（税込）

※会場付近の食事施設は混み合いますのでお弁当のお申込みをお勧め致します。当日販売はございません。

※お弁当は会場ツアーデスクにてお渡しを致します。

お申込後にお送り致します予約確認書をご確認ください。

受取時間：12:30～13:30の間にお願います。

※お弁当の空箱の回収をいたしますので、13:30までにツアーデスクまでご持参ください。

ご協力をお願いいたします。

6. 観光オプション

●日帰り観光ツアー（男鹿・秋田）について（近畿日本ツーリスト[㈱]秋田支店が旅行企画実施する募集型企画旅行）

出発日：2023年11月27日（月）日帰り ※大会3日目の実施となります。

旅行代金：おとなお一人様 8,000円（税込） 子供（小学生）同額（幼児は受付いたしません）

最少催行人員：20名 添乗員同行いたします

【食事回数】・・・昼1回（道の駅おがにて海鮮丼）

旅行代金に含まれるもの：行程に明示した貸切バス代・ 入場料・ 昼食代・ 有料道路代・ 駐車場代・ 添乗員費用・ および諸経費


旅行代金に含まれないもの：行程に含まれない交通費等の諸経費および個人的な費用

☆利用バス会社：秋田中央交通


行 程	
秋田キャッスルホテル	◎男鹿なまはげ館・◎男鹿真山伝承館(見学)
9:00	10:15 11:30
◎道の駅 おが(昼食・買物)	○秋田市ポートタワー セリオン(見学)
12:00	13:00 13:45 14:15 14:40

◎＝入場観光 ○＝下車観光 ≡≡≡貸切バス

■男鹿なまはげ館・男鹿真山伝承館
ユネスコ無形文化遺産に登録された、男鹿のなまはげの魅力や歴史を伝える男鹿なまはげ館。男鹿の各地で使用された150枚を超えるなまはげ面が展示される「なまはげ勢ぞろい」は圧巻です。隣接する男鹿真山伝承館は男鹿地域の典型的な曲家民家となっており、大みそかのなまはげ行事を体験できます。



男鹿なまはげ館



秋田市ポートタワーセリオン

●1泊2日ツアーについて（旅企画思い出工房が企画・募集する旅行となります）

※別紙でご参照ください。

2. お申し込み方法・回答とお支払い方法

1. お申し込み方法とお支払いのご案内

- ① お申込締切：2023年9月29日（金）必着でお願いいたします。
- ② お申込みは、別紙お申込書にご記入の上 **FAX (018-896-4922)** または **Web サイト**にてお申し込みください。
- ③ お申込後の宿泊人数等の変更は、申込時FAXされた申込書に、変更点が分かるように上書きをし、必ずFAXで再送をお願いいたします。Web申込の場合はWebサイトからご変更の手続きをお願いします。期限は9月29日（金）までとなります。
- ④ 請求書は10月20日（金）までに郵送にてお送りいたします。ホテルのお申し込みをいただいた方のご宿泊先に関しましてはそちらの請求書に記載させていただきますので、それをもっての回答といたします。
- ⑤ 旅行代金は、10月31日（火）までに指定口座にお振込みください。
※振込手数料は、お客様のご負担をお願い申し上げます。
- ⑥ 宿泊券、観光オプション券（日帰り観光ツアー分）、お弁当引換券につきましては、11月13日（月）までに郵送にてお送りいたします。合わせて『領収証作成依頼書』もお送りいたします。必要事項をご記入のうえ、事前に弊社へFAXでお送りください。領収証は、大会期間中の11月25日（土）12:30～17:00・26日（日）9:00～15:00に、にぎわい交流館3階エレベーター前の「近畿日本ツーリスト（株）」のデスクを開設しますので、そこでお渡しいたします。
- ⑦ Webサイトによるお申し込みは以下のURLのとおりです。右記の2次元バーコードからもお申し込みいただけます。

【URL】 <https://gtc2.knt.co.jp/kntfront/convention/CON00010.xhtml?t=T2000472858>



2. お振込先

銀行名：三菱UFJ銀行 支店名：ききょう支店 口座番号：(普通) 1781026
口座名：近畿日本ツーリスト株式会社 (キョウキョウ ツーリスト カブシカイシャ)

3. 変更・取消料について

お客様のご都合により変更・取消される場合は、旅行代金に下記の取消料を申し受けます。ご返金がある場合は大会終了後に振込精算させていただきます。

※お電話での変更・取消は、聞き間違い等のトラブルの原因になりお受けできかねますので、必ずFAXでお願い致します。Web申込の場合はWebサイトから取消の手続きをお願いします。期限は9月29日(金)までとなります。(営業時間外の申出は翌営業日の取り扱いとなります。)

宿泊プラン取消料

取消日	旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって		旅行 開始日の 前日	旅行開始日の 当日 (旅行開始 前)	旅行開始後または 無連絡不参加
	4日目まで	3日目から 2日目まで			
取消料率	無料	20%	40%	50%	100%

※宿泊の取消料については1泊目から起算します。旅行開始後、2泊目以降の取消料は旅行代金の100%となります。

※お客様が、宿泊当日の18時まで連絡なく宿泊されなかった場合、無連絡不参加として扱わせて頂きます。

(この場合、旅行代金の返金はありません。)

お弁当取消料

取消日	旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって2日目まで	旅行開始日の前日 旅行開始日の当日
取消料率	無料	100%

観光オプション取消料

取消日	旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって			旅行 開始日の 前日	旅行開始日の 当日 (旅行開始前)	旅行開始後または 無連絡不参加
	11日目まで	10日目から 8日目まで	7日目から 2日目まで			
取消料率	無料	20%	30%	40%	50%	100%

4. 旅行企画・実施・お申込み・お問合せ


近畿日本ツーリスト株式会社 秋田支店 〒010-0951 秋田県秋田市山王 3-1-7 東カンビル 2F

メール：akita@or.knt.co.jp

TEL：018-896-4890 / FAX：018-896-4922

観光庁長官登録旅行業第 2053号  一般社団法人日本旅行業協会正会員

 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者： 三玉 二郎  旅行業公正取引
協議会 会員

営業時間：10:00 ~ 17:00 (月～金/土日祝日休業) 担当者：高橋・熊谷・小野



※休業日と上記営業時間外の取消・変更のお申し出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく

上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

ご旅行条件書（国内旅行）

■お申し込み

(1)申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。当社が定める所定の期日までに参加申込金を所定の口座にお振込みください。

* 申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。

(2)電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします)

■ウエイティングの取扱いについての特約

当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウエイティング登録」といいます。)その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウエイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

■申込条件

(1)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時にご案内に当たり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直にお申し出ください。)あらかじめ当社からご案内申し上げます。旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。

(2)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手にすることができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。

(3)18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)

(4)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

(5)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

②通信契約の申込みの際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとし、

④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

(6)当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。

①他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。

②お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。

③お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

④お客さまが流説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(7)その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

(1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

(2)複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。(一部例示)

①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。

②旅行代金が増額された場合。

③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。

④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)

①お客様の数や契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

②旅行代金を期日までに支払っていただけないとき

③申込条件の不適合

⑤ 病氣、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき

⑥お客様が■申込条件(6)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関

係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交番

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて

※ E U 在住の方はお問い合わせください。
イ. 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報を、電子的方法等で免税店等の事業者に提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

ロ. 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報を伺っています。この個人情報、お客様に傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合(使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

ハ. 当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス
二. 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧いただけます。

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

2022年4月1日改定